平成２９年（フ）第７３号
横浜市神奈川区三ツ沢西町４番２―301号
債務者　白石　　滿
1　決定年月日時　平成29年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月13日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月14日午後４時
　　横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第６４号
神奈川県大和市大和東２丁目７番27号　ラメールＴＡＫＡＫＩ　102号
債務者　齊藤　伶奈
1　決定年月日時　平成29年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月18日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月19日午後４時
　　横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１０号
東京都武蔵野市緑町１丁目５番16号コーポ清水102
債務者　徳久　康幸
1　決定年月日時　平成29年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月20日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月20日午前11時
　　東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第５号
東京都稲城市矢野口2799番地の２アネックスクリヤマ202号
債務者　大野　章子
1　決定年月日時　平成29年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月21日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月21日午前11時
　　東京地方裁判所立川支部民事第４部

破産手続廃止

平成２７年（フ）第１０２号
茨城県土浦市神立中央２丁目19番３号
破産者　株式会社皆藤工務店
1　決定年月日　平成29年１月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
　　水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２８年（フ）第６号
青森県つがる市木造有楽町２番地１
破産者　有限会社木造フーズ
1　決定年月日　平成29年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
　　青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２８年（フ）第１２６号
千葉県長生郡一宮町田町６番地の４
破産者　有限会社中村
1　決定年月日　平成29年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
　　千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２８年（フ）第１２５３号
名古屋市名東区藤森１丁目15番地の３
破産者　有限会社ピアチェーレ
1　決定年月日　平成29年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
　　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１６２３号
名古屋市東区東桜２丁目10番24号
破産者　株式会社プルミアージュ
1　決定年月日　平成29年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
　　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第５２４５号
大阪市西区西本町１丁目13番38号新興産ビル301
破産者　フカダック株式会社
1　決定年月日　平成29年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
　　大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１４６７号
大阪市東住吉区住道矢田４丁目17番28号
破産者　株式会社ウィロー
1　決定年月日　平成29年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
　　大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３０５４号
大阪府東大阪市足代北２丁目18番６号
破産者　有限会社三英通信
1　決定年月日　平成29年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
　　大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４０６５号
大阪市北区同心２丁目５番23号
破産者　アド・クリーム有限会社
1　決定年月日　平成29年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
　　大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４２３１号
大阪市浪速区塩草１丁目３番22号
破産者　株式会社山秀フーズ
1　決定年月日　平成29年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
　　大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４２８６号
大阪市浪速区日本橋３丁目８番16号安田ビル４Ｆ
破産者　株式会社エイテイ
1　決定年月日　平成29年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
　　大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４４３８号
大阪市中央区本町橋２―22
破産者　有限会社ロングプロダクツ
1　決定年月日　平成29年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
　　大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２１７号
堺市西区鳳南町３丁199番地116
破産者　株式会社ちべ食品
1　決定年月日　平成29年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
　　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第５４４号
堺市中区東山255番地
破産者　有限会社池源
1　決定年月日　平成29年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
　　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第２４０号
京都府京都市伏見区深草大亀谷岩山町147番地
破産者　都調理機株式会社
1　決定年月日　平成29年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
　　神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２８年（フ）第５１７号
北九州市小倉北区田町５番20号
破産者　株式会社ベルファイブ
1　決定年月日　平成29年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
　　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部